

令和6年度 伊丹市放課後児童健全育成事業所  
設置促進事業者及び運営事業者 募集要項  
その1

令和6年6月

伊 丹 市

## I. 募集概要（プロポーサル実施要領追記）

### （１）募集の趣旨

伊丹市の放課後児童クラブは、現在、市内１７小学校区において、「放課後児童くらぶ」という名称で、公設公営で開設しています。近年、共働き世帯の増加に伴い保育需要が急増し、本市の児童くらぶの利用者についても増加の一途をたどっています。これまでも空き教室の活用とともに学校敷地内に専用棟建設等の施設整備や定員の弾力運用等により定員拡大を図ってきましたが、現状においても施設は不足気味であることから、利用者の増加や多様なニーズに対応するため、今後定員を大幅に超えることが予想される地域を対象に、伊丹市の補助を受けて民設民営放課後児童クラブの整備及び運営を行う事業者（以下「事業者」という。）を広く公募します。

### （２）注意事項

「子ども・子育て支援新制度」「放課後児童クラブ運営指針」に基づき、現行の放課後児童クラブと同等程度の基準を確保する必要があるため、民設民営放課後児童クラブの施設整備や運営にあたっては「伊丹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を遵守した上で「伊丹市立放課後児童くらぶ条例」及び「伊丹市立放課後児童くらぶ条例施行規則」に準じて実施計画等を作成してください。

### （３）募集内容等

#### ア 対象児童

- ・伊丹市内在住で小学校等に就学している１年生から６年生までの児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童。

※障害のある児童の場合、入所について伊丹市と協議の上受け入れること。

#### イ 定員及び児童１人あたりの専用区画面積

概ね１施設につき１支援室とし、１支援室の定員は４５人以下とする。

児童１人あたりの専用区画面積は、概ね１．６５㎡とする。

#### ウ 開所時期

令和７年４月１日（厳守）

#### エ 開所時間

開設する小学校区にある伊丹市立（公設公営）児童くらぶの開所時間に準ずること。

|         |                                            |
|---------|--------------------------------------------|
| 小学校の授業日 | 放課後～１９：００（１７：００～延長保育）                      |
| 小学校の休業日 | ８：１５～１９：００（１７：００～延長保育。ただし、土曜日は延長保育無・日祝は閉所） |

#### オ 開所日

以下に掲げる日を除き、開設する小学校区にある伊丹市立（公設公営）児童くらぶの開所日に準ずること。

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律１７８号）に規定する休日
- ・１月２日、３日並びに１２月２９日から１２月３１日

#### カ 自主事業（市規定外の事業）

- ・多様な市民ニーズに応えるために、伊丹市立（公設公営）児童クラブでは提供していない付加的サービス（※）や放課後児童健全育成事業に含まれない多様な活動（※）については、自主事業（事業者が独自に提供する通常の育成支援以外の市規定外の事業）として提案が可能であり、積極的に行うこと。
- ・自主事業は運営事業補助の対象外となるが、伊丹市と予め協議のうえ別途費用徴収は可能。
- ・自主事業については、その参加はできる限り保護者・児童の選択とすること。
- ・放課後児童健全育成事業に含まれない塾やスポーツクラブ、習い事活動等の自主事業を主たる目的とする提案では応募不可。

※自主事業として考えられる付加的サービス及び活動の例

◆伊丹市立児童クラブでは提供していない付加的サービス

19時以降の延長保育、日曜日等の開所、民設民営放課後児童クラブから自宅等への送迎、開所時間中の一時預かり、早朝の開所、朝食や夕食の提供等

◆放課後児童健全育成事業に含まれない多様な活動

英会話・ダンスなどの習い事活動等

◆その他 長期休業期間中の昼食の提供、朝食、夕食の提供等

### Ⅲ. 選考の方法（プロポーサル実施要領追記）

#### （１）選考の方法

##### ア 補助対象候補施設の選定

- ・伊丹市放課後児童健全育成事業所設置及び運営者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、書類審査及びプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、補助対象候補施設を選定する。

##### イ 補助対象施設の決定

- ・選考委員会において補助対象候補施設の選定後、伊丹市の補助を受けて民設民営放課後児童クラブの整備等を行う民設民営放課後児童クラブ施設（以下「補助対象施設」という。）として伊丹市が決定する。
- ・応募受付期間に事業実施施設の確保が確実に見込まれる根拠資料（賃貸借確約書等）が未提出の場合、その提出を待って決定する。
- ・ただし、補助対象候補施設の選定通知日から30日以内に提出が無かった場合、当該補助対象候補施設を選定から取り消す。

##### ウ 選考結果と公表

- ・選考結果は応募者に文書で通知する。
- ・電話等による審査結果や審査内容にかかる問い合わせには応じない。
- ・審査の結果、2施設未満の選定もしくは「該当なし」とする場合がある。
- ・決定事業者の法人名等については伊丹市ホームページにて公表する。

## IV. その他

---

### (1) 提案内容に関する追記

ア 提案内容等は、次の項目に注力し記載してください。

(ア) 応募した動機について（様式 13）

- ・応募した動機及び施設の特徴や工夫点、その他アピールポイントがあれば記述すること。

(イ) 民設民営放課後児童クラブの基本理念及び運営方針について（様式 13）

(ウ) 育成支援内容について（様式 8 及び様式 13）

- ・1日の流れや年間カリキュラム等を具体的に記載すること。

(エ) 児童の健康管理について（様式 13）

- ・日々の児童の健康管理をどのように行うのか、アレルギーのある児童へどのように対応するのか等、具体的に記載すること。

(オ) サービスの向上について（様式 13）

- ・保護者との信頼関係を築くための取り組み等について記載すること。
- ・学校や地域等との連携、協力について、どのように取り組むか具体的に提案すること。

(カ) 登所降所時の安全確保について（様式 13）

- ・学校から民設民営放課後児童クラブまでの安全確保（送迎含む）についてどのように取り組むか具体的に提案すること。

(キ) 運営体制について（様式 7 及び様式 8）

- ・育成支援の実施体制について、組織体制や職員配置計画を具体的に記述すること。また職員の雇用、人材確保等に関する考え方を提案すること。

(ク) 自主事業（通常育成支援以外の市規定外の事業）の予定について（様式 13）

- ・自主事業の予定がありましたら、その取り組み内容について具体的に記述すること。

(ケ) 事業実施施設について（様式 9）

- ・事業実施施設の選定理由、事業実施施設の確保の状況、防火及び防犯対策、事業実施施設へのアクセス（小学校からの徒歩時間等）を具体的に記述すること。

### (2) 提案に関する追記

ア 提出書類は、公文書公開請求があった場合、伊丹市情報公開条例に基づき公開することがあります（非公開情報を除く）。

イ 募集期間中に応募者への連絡事項が生じた場合は、伊丹市ホームページに掲載することがあるので、定期的に確認すること。伊丹市ホームページの掲載内容を確認しないことによる不利益については、一切責任を負いません。

ウ 応募のために支出した費用等（補助対象候補施設の選定通知日から30日以内に賃貸借確約書等の提出が無かった場合に当該補助対象候補施設を選定から取り消した場合に生じた損害含む）については、伊丹市は補償できません。

## V. 問い合わせ

---

教育委員会事務局 こども未来部 こども室 次世代育成課（伊丹市役所 本庁舎2階）

電 話：０７２－７８４－８０７９

e-mail：kosodate@city.itami.lg.jp

（土曜日、日曜日、祝日を除く。）午前９時から午後５時３０分まで（正午から午後１時までを除く）